次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　消防法施行規則第三十三条の八第一項第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、高等専門学校又は専修学校に置かれる専攻科 ［二～六　略］ 第二　消防法施行規則第三十三条の八第一項第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　学校教育法第百四条の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。） ［三～七　略］ 八　職業能力開発促進法第四十四条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者 ［九～十三　略］	第一　消防法施行規則第三十三条の八第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科 ［二～六　同上］ 第二　消防法施行規則第三十三条の八第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。） ［三～七　同上］ 八　職業能力開発促進法第六十二条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者 ［九～十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字下打尾四〇七四の二、四〇七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市馬籠五七三四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県関市板取字向イ四九五一の一（次の図に示す部分に限る。）、四九九一の一、四九九一の二、四九九二、四九九三、字神明四八三四の一、四八三四の二、四八三九の二、四八三九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町**久手**字大**久手**三二三（次の図に示す部分に限る。）、字佐留口三七五の一、三七五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市山口四七一の八八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和